

受付印 令和〇年4月13日 千葉県自動車税事務所長様		申納税 請義務者	住所又は 所在 地	〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-11
			ふりがな	しゃかいふくしほうじん□□□かいりじょうちばたろう
			氏名又は名称 及び代表者氏名	社会福祉法人 □□□会 理事長 千葉 太郎
			電話	043 (243) 0000

自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書

下記の自動車について自動車税の環境性能割及び種別割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

自動車の表示	自動車登録番号	千葉 800 かなさXXXX	登録年月日	令和〇年 4月13日
	種別	小型		
	車体の形状	車いす移動車		
	型式	DBA-X×××		
	総排気量又は定格出力	1.34 L KW	乗車定員又は最大積載量	3 人 kg
	所有者	住所又は所在 地 千葉市中央区問屋町1-11		
		氏名又は名称 社会福祉法人 □□□会		
	使用者	住所又は所在 地 所有者に同じ		
		氏名又は名称 所有者に同じ		
		使用の本拠の位置 千葉市中央区問屋町1-11		
減免を受けようとする 環境性能割	年度	○ 年度	税額	71,300 円
減免を受けようとする 種別割	年度	○ 年度	税額	8,800 円
減免を受けようとする事由 及びその発生年月日	構造上専ら身体障害者等の利用に供するため の自動車の取得 令和〇年 4月13日			
特別仕様（構造変更） の内容	車いすの昇降装置、固定装置を装着			
構造変更（特別仕様） に要した費用	【自動車税の環境性能割の一部減免の場合に記入（条例第74条の6第2項第1号又は第2号）】 円			

◎8ナンバー以外は、自動車税（種別割）は減免になりません。

- 注1 この申請書は、千葉県県税条例第74条の6第1項第4号、第2項第1号又は第2号、第80条第1項第3号の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請をする場合は、裏面に掲げる区分ごとの書類を添付しなければなりません。

記載上の留意事項

- 1 この申請書は、以下の減免申請の場合に使用してください。

(1)	自動車税の環境性能割・種別割が減免
(2)～(4)	自動車税の環境性能割のみ減免

- (1) 構造上もっぱら身体障害者等の利用に供する自動車の取得（車検証の車体の形状が「車いす移動車」又は「入浴車」と記載されているもの）
- (2) 車検証の車体の形状が「車いす移動車」又は「入浴車」に該当しない自動車で、構造上身体障害者等の利用に供するために、車両の後部等から身体障害者等が車いすに座ったまま乗車できるタイプの自動車の取得
※減免対象：リフト又はスロープ等の車いす昇降装置及び車いす固定装置等の取り付けに要した課税標準額に自動車税の環境性能割の税率を乗じた額
- (3) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた営業用自動車の取得
(運転装置、制御装置が特別の使用により製造された自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた自動車で、タクシー等の用途に供されるもの)
※オートクラッチ、パワーステアリング等が標準仕様とされている自動車は減免の対象となりません。
※減免対象：当該装置の取り付けに要した課税標準額に自動車税の環境性能割の税率を乗じた額
- (4) 低床型バスの取得
(「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき創設された「標準仕様ノンステップバス認定制度」の認定を受けたバス)
※減免対象：車いす固定装置やスロープ板、車高調整（ニーリング）機能等の装置の取り付けに要した課税標準額に自動車税の環境性能割の税率を乗じた額

2 添付書類

- 上記1(1)に該当する場合は、自動車検査証記録事項が記載された書類
- 上記1(2)～(4)に該当する場合は、次の書類
 - ①自動車検査証記録事項が記載された書類
 - ②税申告書の写し
 - ③写真（車両の前面、側面、後面及び構造変更部分）
 - ④構造変更に要した金額を確認できる書類（明細書、カタログ等）

3 申請期限

- 自動車税の環境性能割：自動車の登録の日から1月以内
(期限を過ぎると減免となりませんので注意してください。)
- 自動車税の種別割：納期限又は自動車の登録の日から1月以内
(期限を過ぎて申請のあった場合は、申請のあった日の翌年度から減免となります。)

【問い合わせ】

千葉県自動車税事務所
〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11
TEL：043-243-2721
FAX：043-243-2555